

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例第十条第二項に規定する提案書の様式を定める規則

平成十八年三月三十一日

規則第四十三号

改正 令和三年九月三十日規則第六十三号

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例第十条第二項に規定する提案書の様式を定める規則

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例（平成十八年千葉県条例第三十四号）第十条第二項に規定する提案書は、食品等の安全・安心の確保に関する施策の提案書（別記様式）とする。

附 則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例第十条第二項に規定する提案書の様式を定める規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式

食品等の安全・安心の確保に関する施策の提案書

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

フリガナ  
氏 名

連絡先電話番号（ ） ー

〔法人その他の団体にあつては、事業所その  
他の施設の所在地、名称及び代表者の氏名〕

千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり提案します。

提 案 の 種 類	<input type="checkbox"/> 制度の新設 <input type="checkbox"/> 制度の改廃 <input type="checkbox"/> その他の見直し
提 案 の 内 容	
提 案 の 理 由 (提案の端緒とな った事案等)	
提案が施策に反映 されることにより 期待される効果	

備考 提案の種類区分の欄は、該当する□にレ印を記入してください。